

事 務 連 絡  
令和 2 年 4 月 9 日

都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の改訂を受けた  
在宅勤務（テレワーク）等の推進について（依頼）

令和 2 年 4 月 7 日の第 27 回新型コロナウイルス感染症対策本部において改訂された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下、「基本的対処方針」という。）につきましては、既に周知等をさせて頂いたところですが、在宅勤務（テレワーク）や時差通勤等、人との交わりを低減する取組については、基本的対処方針において、「強力に推進する」とされており、政府本部において、総理大臣より「ゴールデンウィークが終わる 5 月 6 日までの 1 か月間に限定して、国民の皆様には、7 割から 8 割の削減を目指し、外出自粛をお願いします。」との発言がありました。

つきましては、添付資料で国土交通省大臣官房危機管理官より、周知依頼がありましたので、貴都道府県登録の旅行者等におかれましても、テレワークや時差通勤等の今まで以上に強力な推進が図られるよう、今一度、貴都道府県登録の旅行者等に適切に対応いただきますよう、周知をお願い申し上げます。

（添付資料）

- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の改訂を受けた所管事業者における在宅勤務（テレワーク）等の推進について（依頼）（令和 2 年 4 月 8 日付大臣官房危機管理官事務連絡）